

お問い合わせは

あなたが75歳の誕生日までに加入していた医療保険(市町村国保、健保組合、共済組合、協会けんぽ(旧政管健保)等)まで。

「高額療養費特別支給金」のお知らせ

このお知らせは、平成20年4月から12月までの間に、75歳を迎えられた方に対してお送りしています。
「高額療養費特別支給金」が支給される可能性がありますので、下記をご覧くださいの上、裏面の1と2のお問い合わせをお願いします。

《高額療養費特別支給金とは?》

75歳になられた方は、その誕生月には、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険制度(健保組合・市町村国保など)」の2つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて負担が増加することがありました。

今回、平成20年4月から12月までに75歳になられた方については、「高額療養費特別支給金」を支給し、その負担を軽減することとなりました。

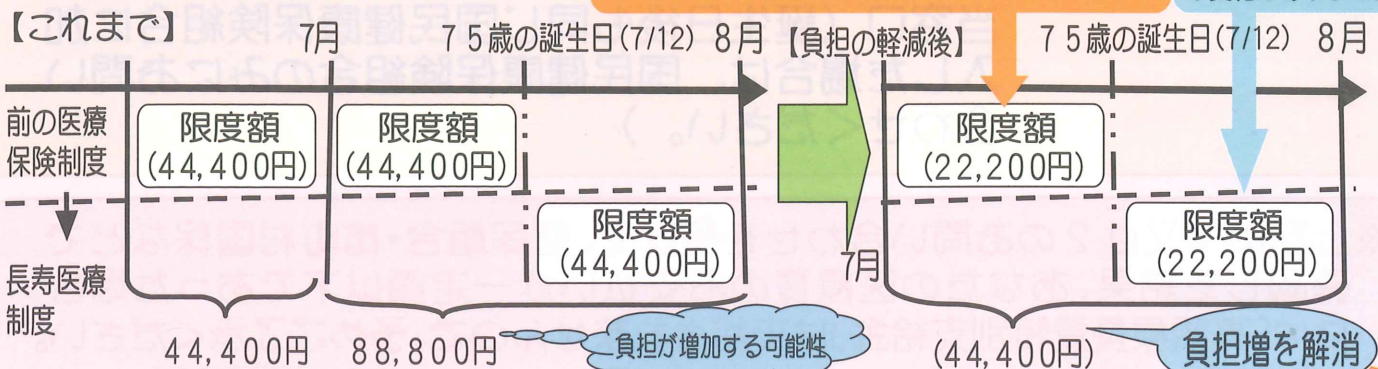
※平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度の限度額を半分にする措置がすでに講じられています。



この期間について、お支払いいただいた医療費が限度額を超えていれば、誕生日前に加入していた医療保険制度(健保組合・市町村国保など)から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。(詳しくは裏面をご確認ください。)

この期間についてはすでに確認したところ、あなた様への「高額療養費特別支給金」の支給はありません。

(例)平成20年7月12日に75歳になられた方
限度額の区分が「一般(限度額44,000円)」の場合



！裏面を必ずご確認ください！

1. 健保組合・市町村国保などにおける「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 75歳になられた月の誕生日までの期間においても、一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、誕生日前に加入していた医療保険制度（健保組合・市町村国保など）から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、**平成21年12月18日までに**、あなたが75歳の誕生日までに加入していた健保組合・市町村国保などにお問い合わせください。

2. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 以下の方について、あなたが75歳になられた月に一定額を超えて医療費をお支払いされている場合には、「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
 - ① あなたが被用者保険（健保組合・協会けんぽ（旧政管健保）・共済組合）の被保険者であった場合、あなたが扶養していた方
 - ② あなたが国民健康保険組合の組合員であった場合、あなたのご家族
- ◇ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、**平成21年12月18日までに**、下記までお問い合わせください。
 - ①に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた被用者保険及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口
 - ②に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた国民健康保険組合及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口（誕生日後も同じ国民健康保険組合に加入した場合は、国民健康保険組合のみにお問い合わせください。）

※上記の1又は2のお問い合わせを受けて、健保組合・市町村国保などで確認した結果、あなたの医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、予めご了承ください。